

# 一部負担金減免制度

日進市国民健康保険では、災害などの特別な理由により一時的に生活が著しく困難なため、病院や薬局で医療費（一部負担金）を支払えない場合、その一部負担金の支払いを減額、免除または徴収猶予する制度を設けています。

## 1 減免等を受けることができる方

次の全てにあてはまる方です。

- (1) 一部負担金の支払義務を負う者の属する世帯の世帯主
- (2) 資産、融資等の活用を図ってもなお一時的にその生活が著しく困難な方
- (3) 特別な理由なく納期限が到来した国民健康保険税を滞納していない方

## 2 減免等を受けることができる特別な理由

特別な理由とは、次の1～4のいずれかの状況のときです。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

## 3 減免等の種類

| 種類 | 内容                                       | 基準                                                                        |
|----|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 免除 | 3ヶ月以内は、医療機関等で一部負担金の支払不要                  | 実収月額 $\leq$ 基準生活費 120%                                                    |
| 減額 | 3ヶ月以内は、医療機関等で一部負担金の半額を支払う                | 基準生活費 $\times$ 120% $<$ 実収月額 $\leq$ 基準生活費 $\times$ 130%                   |
| 猶予 | 6ヶ月以内は、日進市に一部負担金の全額を支払う<br>(医療機関等での支払不要) | 基準生活費 $\times$ 130%<br>$<$ 実収月額 $\leq$ 基準生活費 $\times$ 135% $+$ 一部負担金所要見込額 |

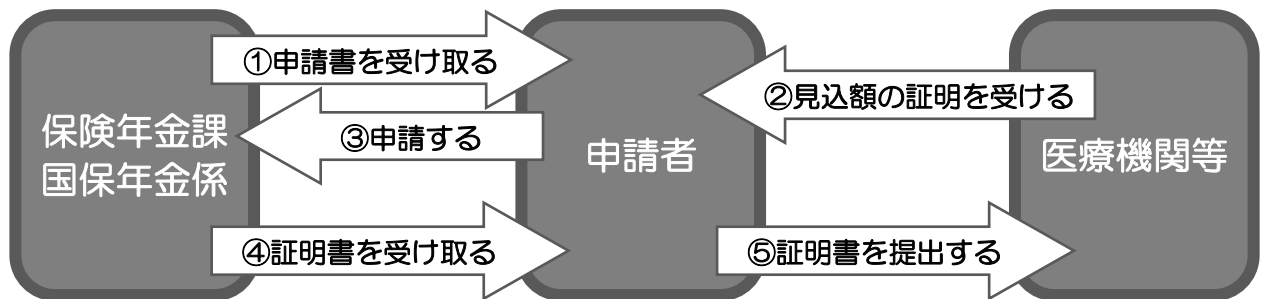
※ 実収月額とは、生活保護法の規定による保護開始時の要否判定に用いられる収入認定額をいう。

※ 基準生活費とは、生活保護法による保護の基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費をいう

※ 「減額」は、減額されない一部負担金を医療機関等の代わりに日進市が直接徴収し、その徴収を6ヶ月以内に限り猶予できる場合があります。

※ 「猶予」は、猶予期間内に確実に支払っていただける見込みがあるときに限り適用されます。

## 4 減免等を受けるまでのながれ



- ① 日進市保険年金課国保年金係で、申請書等の用紙を受け取る。
- ② 申請書に必要事項を記入の上、医療機関等に提出し、一部負担金見込額の証明を受ける。
- ③ 証明を受けた申請書に必要書類を添えて国保年金係に提出する。
- ④ 国保年金係から証明書を受け取る。
- ⑤ 証明書を医療機関等に提出する。

（申請に必要な書類）

- ・ 一部負担金免除等申請書
- ・ 生活状況申告書
- ・ 給与証明書
- ・ 申請理由を明らかにする書類
- ・ その他（収入の種類や世帯状況、資産状況等に応じて必要となる書類）

なお、この制度が適用されるのは、申請のあった日以降となります。緊急でやむを得ず申請前に受診された場合は、国保年金係にご相談ください。

問い合わせ先

日進市保険年金課国保年金係

電話 0561-73-1420（直通）